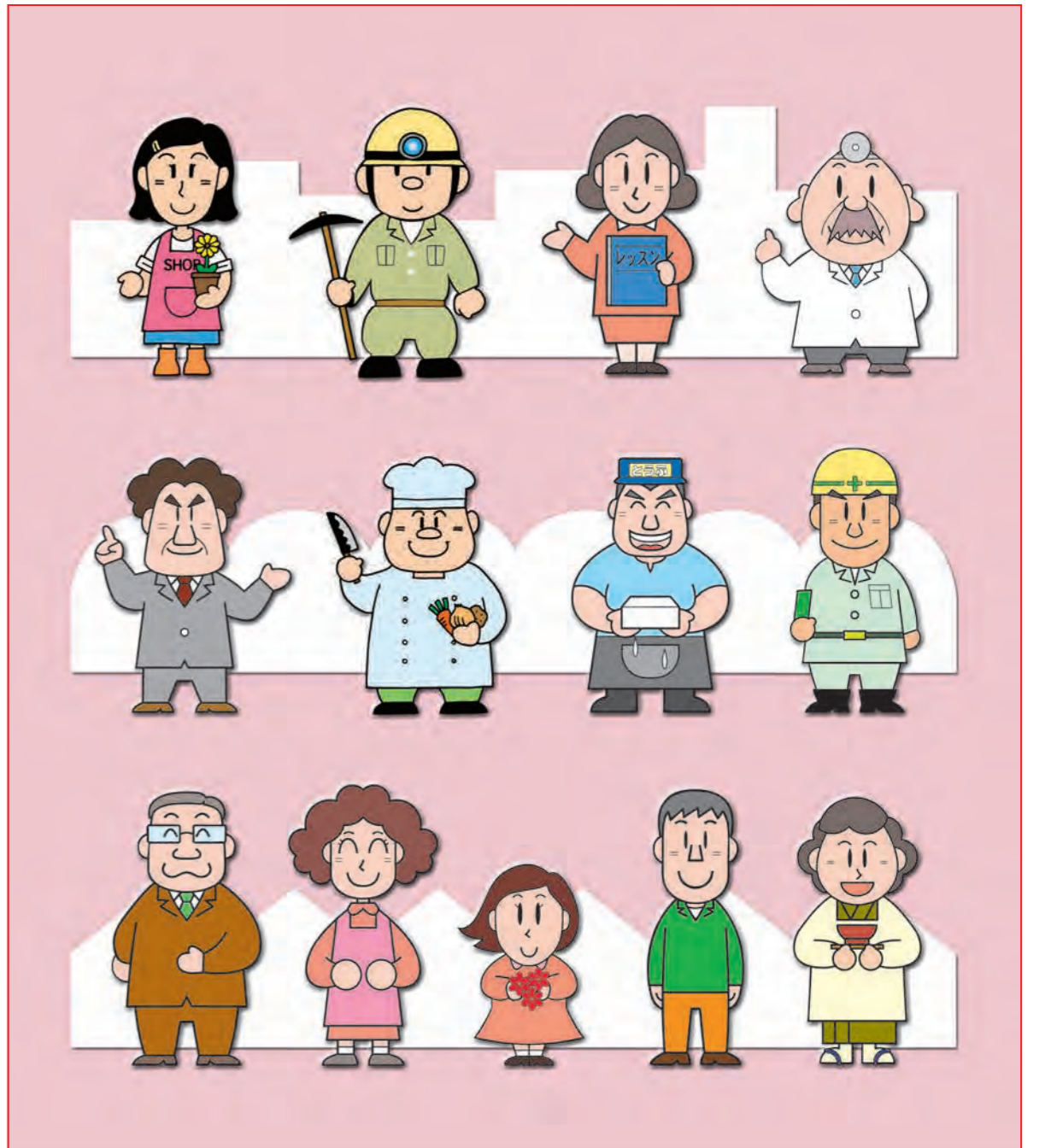


火災共済

多様なプランで中小企業をワイドに補償



“ひょうご”の中小企業を
補償でサポート！



ご加入時の注意点

- 申込書は正確にご記入ください。特に共済の対象の所在地等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。
- 初めてご加入いただく場合は、200円以上のご出資をいただいたうえでご加入ください。(中小企業者以外の方は不要です。)
- 兵庫県内の物件以外にはご加入いただけませんのでご注意ください。(ご契約者様のご住所が県外でもご契約いただけます。)

ご契約後の注意点

- ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。特に共済の対象の所在地等「通知事項」に該当する項目にはご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
- ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お申込日からその日を含めて8日以内であれば、お申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。

- 共済期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 共済金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、共同元受先・業務委託先・再保険先等に提供を行います。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。当組合までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により、損失金が生じ、それを繰越剰余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減および共済掛金の追徴をすることがあります。

このパンフレットについて

このパンフレットは「総合火災共済」、「普通火災共済」、「普通火災共済(工場物件用)」、「普通火災共済II」の概要を説明したものです。詳しくは共済種類ごとの普通共済約款・特約・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

万一事故が発生した場合

この共済で補償する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。また、共済金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

契約期間中、共済金は何度でも

1事故による共済金が、ご契約金額の80%を超えないかぎり、ご契約金額はそのまま何度でもお支払いします。

建築年数により割引が適用されます(建物)

建物に対し火災共済をご加入いただく場合、ご契約の始期日において当該建物の建築年数が10年未満であれば、築浅割引が適用されます。(ご加入時に建築年月を確認させていただきます。)

共済掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人(または個人事業主)の場合、事業にかかる部分の共済掛金を損金(または必要経費)に算入することができます。

共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

あらかじめお手続きいただけますと、共済始期日翌月の振替日(27日。27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座から共済掛金をお支払いいただくことができます。

共済金をお支払いできない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流出による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。))によって生じた損害または火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害
- ご契約者・被共済者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等により生じた損害
- 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
- 建物またはその開口部の直接の破損を伴わない雨、雪、雹または砂塵の吹込み等による損害
- 風災・雹災・雪災の事故で、損害の額が20万円未満の場合
- 水災の事故で、損害の額が共済価額の30%未満で、かつ建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合(総合火災共済)
- 商品・製品等の盗難および動産が証書記載の建物外にある間に生じた盗難(総合火災共済)
- 明記物件のうち申込書に明記されなかったものに発生した損害

共済事業の実施方法について

当組合の火災共済は、共済事業をより安定的に運営し、ご契約者様の保護(安定的な補償の提供)に万全を期するため、当組合と全国の共済組合の連合会である「全日本火災共済協同組合連合会」(以下「日火連」といいます。))が共同してお引受けしています。したがって、当組合と日火連は連帯して共済契約上の責任を負います。ご契約の申込等共済契約に関する行為については、当組合が行います。また、万一、当組合が当事者の地位を失った場合は日火連が共済責任を継続します。

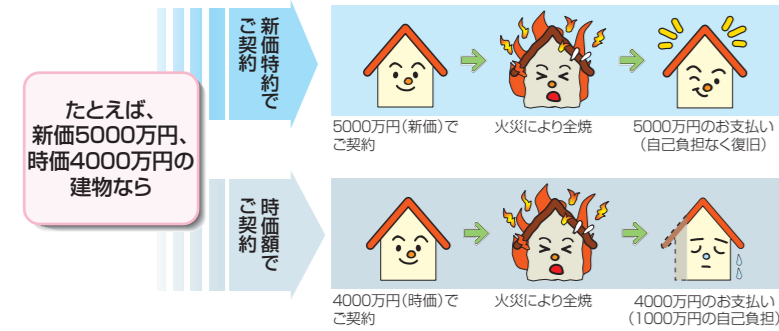
お問い合わせは

様 へのおすすめプラン		年	月	日
共済の対象	共済(ご契約)金額			
	千円			
	千円			
	千円			
	千円			
合計				
備考				

特約をセットして補償の充実を

新価共済特約 建物には新価共済特約のセットでさらなる安心を

新価(再調達価額)を基準に共済金をお支払いします。
※普通火災共済IIにセットする特約は対象外です。



この特約は「建物」または「設備什器等」にセットすることができます。
減価割合が50%を超える場合は本特約にご加入いただけません。また、減価割合によりご契約金額が下記のとおり制限されます。

減 価 割 合	ご 契 約 金 額
30%まで	100%
30%~40%まで	新価の90%
40%~50%まで	新価の80%

類焼見舞金補償特約 類焼先に対しお見舞金をお支払いする制度です。

火災、破裂・爆発で近隣の建物またはその収容動産に損害を与えた場合

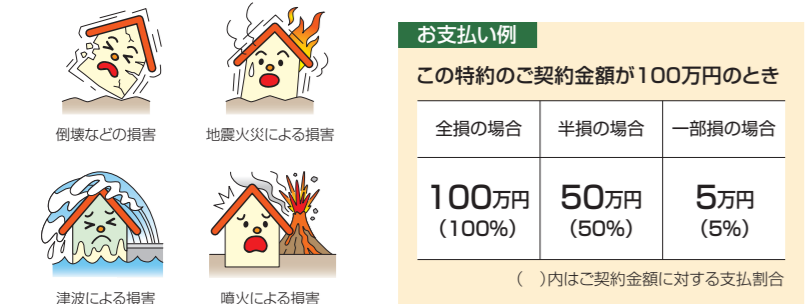
類焼先の火災保険等への加入状況にかかわらず、類焼補償対象物の所有者へ直接共済金をお支払いします。
1事故につき3000万円が限度です。
契約建物または契約動産を収容する建物から発生した事故にかぎります。

この特約の対象にならない主なもの
• 契約建物・動産または契約動産を収容する建物 • 契約建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産 • 他人に貸与または管理を委託しているもの、他人から借用または管理を受託しているもの など

類焼先が全損の場合 最高 300万円	類焼先が半損の場合 最高 150万円	類焼先が一部損の場合 最高 50万円
------------------------------	------------------------------	------------------------------

地震見舞金補償特約 地震による倒壊などの損害を補償します。

主契約の共済の対象である建物・家財が、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を受けたときにお支払いします。



この特約のご契約金額は1敷地内で100万円または主契約の建物・家財のご契約金額の10%のいずれか低い額が限度です。

居住用の建物およびその収容家財にのみご契約いただけます。(事業用のみ使用されている建物および事業用の動産にはご加入いただけません。)

1回の地震等による全国の共済組合の支払見舞金総額が50億円を超える場合、算出された支払見舞金総額に対する50億円の割合によって削減した額をお支払いします。



〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
TEL.078-361-8080 ひょうご共済 検索

火災共済は上手に加入すれば、「きっちり節約」しながら「しっかり補償」を実現できます。

補償する事故の種類	1 火災	2 破裂・爆発	3 落雷	4 台風・竜巻・暴風等の風災・雹災・雪災	5 水災	6 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	7 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴行、破壊	8 給排水設備または他人の戸室の事故による水濡れ	9 盗難による盗取・損傷・汚損
総合火災共済	○	○	○	○※1	○	○	○	○	○
普通火災共済	○	○	○	○※1	×	×	×	×	×
普通火災共済(工場物件用)	○	○	○	○※1	×	×	×	×	×
普通火災共済II	○	○	○	△※1	△	△	△	△	△

- 補償されます。
- △ 所定の特約をセットした場合、補償されます。
- ×

共済の種類

- 総合火災共済
- 普通火災共済
- 普通火災共済(工場物件用)
- 普通火災共済II

- ※1 損害の額が20万円以上の場合
- ※2 補償する事故は、航空機の墜落・車両の衝突等の事故によるものにかぎりあります。
- ※3 補償する事故は、給排水設備の事故によるものにかぎりあります。

お支払いする共済金の額(事故の種類が④⑤以外の場合) ※ご契約金額が限度です。

	総合火災共済	普通火災共済・普通火災共済II	普通火災共済(工場物件用)
住宅物件	損害の額 × 共済価額 × 80%	損害の額 × 共済価額 × 80%	損害の額 × 共済価額
非住宅物件	損害の額 × 共済価額 × 80%	損害の額 × 共済価額	損害の額 × 共済価額

④風災・雹災・雪災の場合 共済の種類・物件の種類にかかわらず 損害の額 × 共済価額

お支払いする水害共済金の額

建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合

	建物の損害	家財の損害
②	建物、家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき	ご契約金額×10% 200万円限度
③	建物、家財にそれぞれの共済価額の15%未満の損害が生じたとき	ご契約金額×5% 100万円限度
④	設備什器等または商品製品等に損害が生じたとき	ご契約金額×5% 100万円限度

※ 限度額は1事故1敷地内の限度額です。B~D合算で1事故1敷地内につき200万円が限度です。

給排水設備自体の損害、自室の水道の閉め忘れによる損害は除きます。

通貨・預貯金証書の盗難について(ご契約金額が限度です。) 家財(生活用):通貨20万円・預貯金証書200万円まで 設備什器(業務用):通貨30万円・預貯金証書300万円まで

商品製品の損害は除きます。 貴金属・美術品等の明記物件は1個または1組につき100万円が限度です。

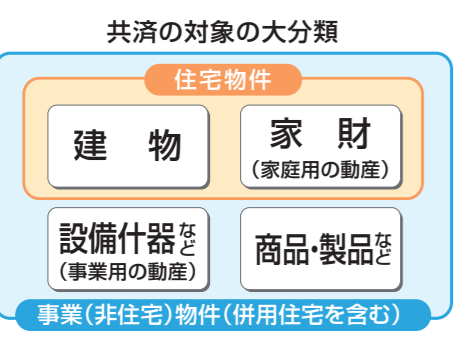
お支払いする共済金の額(事故の種類が⑩⑪以外の場合) ※ご契約金額が限度です。

	⑩ 臨時費用	⑪ 残存物取片づけ費用	⑫ 失火見舞費用	⑬ 修理付帯費用	⑭ 損害防止費用	⑮ 地震火災費用
住宅物件	損害共済金×30% 1事故1敷地内につき、住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。	損害共済金の10%が限度です。	被災世帯数×20万円 1事故につき、ご契約金額の20%が限度です。契約建物または契約動産を収容する建物から発生した事故にかぎりあります。	非住宅物件にかぎり、1事故1敷地内につき、ご契約金額の30%または1,000万円*のいずれか低い額が限度です。(住宅部分は対象外です。) ※普通火災共済(工場物件用)は5,000万円	お支払いする共済金の額の算式により算出した額 P.11中段の「お支払いする共済金の額」において該当する算式の「損害の額」を「損害の防止・軽減のために支出した費用」と読み替えて算出した額 (注)非住宅物件(総合火災共済を除く)はご契約金額 - 損害共済金が限度です。	ご契約金額×5% 1事故1敷地内につき、300万円*が限度です。 ※普通火災共済(工場物件用)は2,000万円 (注)普通火災共済IIはご契約金額×2%のお支払いとなります。

※普通火災共済IIにおいて、⑩~⑭の費用共済金を補償する場合は「臨時費用共済金等支払特約」を、⑮地震火災費用共済金を補償する場合は「風災・雹災・雪災等見舞金特約」をそれぞれセットしてください。

ステップ1 万ーの場合、何に対する補償が必要かを決めます。

まず、下図の4つの大分類の中から、あなたが補償を必要と考えるもの(共済の対象)を決めてください。



たとえば、ご住宅の「建物」のみにご契約いただいている場合、万ーのとき、建物内の「家財」を補償することはできません。万ーに備えてご加入いただく火災共済です。補償もれがないようにご加入いただくことをお勧めします。

ステップ2 共済の種類を決めます。共済の対象ごとにプランを選ぶと共済掛金を節約することができます。

総合火災共済	住宅・店舗・事務所・工場 9種類の万ーに備えることができる ワイドプラン
普通火災共済	住宅・店舗・事務所・工場 ベーシックな4種類の事故を補償する スタンダードプラン
普通火災共済(工場物件用)	大規模工場 一定規模以上*の製造業のための 工場専用プラン *一定規模以上とは、①作業人員50人以上、②動力50kw以上、③電力100kw以上のいずれかを満たす場合をいいます。①~③のいずれかを満たす工場は、この共済種類にご加入いただけます。
普通火災共済II	住宅・店舗・事務所・工場 基本補償に必要な補償だけを組み合わせる オーダーメイドプラン (詳しくはP.3へ)

+

「類焼見舞金補償特約」および「地震見舞金補償特約」のセットもご検討ください。(特約の補償内容はP.4へ)

ステップ3 ご契約金額を決めます。*共済の対象ごとに事故の際に受け取ることができる最高金額を設定します。

※取扱代理所または当組合にご相談ください。適正なご契約金額の設定をお手伝いします。

建物 新価または時価の評価額を参考に決めます。(新価と時価の違いについては、下記をご確認ください。)

家財 家族構成と世帯主の方の年齢を参考に決めます。

商品製品 仕入値・製造原価等(利益を上乗せしない金額)を基準に決めます。

設備什器 それぞれの調達価額から、経年分の償却*を行った金額を参考に決めます。 ※会計上の償却とは異なる、共済の償却率によります。

	新価	時価
建物	損害が発生した時の発生した場所における共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	損害が発生した時の発生した場所における共済の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

ステップ4 ご契約期間とお支払い方法を決めます。

1年が基本のご契約期間ですが、10年までの長期契約もお選びいただけます。(1年未満の短期も可能です。)

長期契約の場合、共済掛金を共済期間分一括でお支払いいただくか1年ごとにお支払いいただくかもお選びください。1年ごとにご契約いただく場合より共済掛金が割安になります。

共済期間	2年	3年	5年	10年
長期一括払の長期係数	1.85	2.70	4.40	8.50
長期年払の割引率	3%	5%	10%	10%

※表記以外の年数もお選びいただけます。

あなたにぴったりの火災共済の完成です。

共済または事故の種類により、さまざまな費用も補償します。

費用共済金の種類	費用共済金をお支払いする場合	お支払いする費用共済金の額
10 臨時費用	①~④、⑥~⑧(普通火災共済は①~④、普通火災共済IIは①~③)の共済金が支払われる場合	損害共済金×30% 1事故1敷地内につき、住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。
11 残存物取片づけ費用	①~④、⑥~⑧(普通火災共済は①~④、普通火災共済IIは①~③)の共済金が支払われるときに残存物の取片付けに必要な費用を支出した場合	実費 損害共済金の10%が限度です。
12 失火見舞費用	①、②の事故で他人の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数×20万円 1事故につき、ご契約金額の20%が限度です。契約建物または契約動産を収容する建物から発生した事故にかぎりあります。
13 修理付帯費用	①~③の事故による損害の復旧にあたり、当組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用を実費でお支払いします。	実費 非住宅物件にかぎり、1事故1敷地内につき、ご契約金額の30%または1,000万円*のいずれか低い額が限度です。(住宅部分は対象外です。) ※普通火災共済(工場物件用)は5,000万円
14 損害防止費用	①~③の事故で損害の防止・軽減のために支出した費用をお支払いします。(消火活動に費消した消火薬剤の再取得費用等)	お支払いする共済金の額の算式により算出した額 P.11中段の「お支払いする共済金の額」において該当する算式の「損害の額」を「損害の防止・軽減のために支出した費用」と読み替えて算出した額 (注)非住宅物件(総合火災共済を除く)はご契約金額 - 損害共済金が限度です。
15 地震火災費用	地震、噴火、津波等による火災で、当該建物が半焼以上、当該家財が全焼または当該動産を収容する建物が半焼以上の場合	ご契約金額×5% 1事故1敷地内につき、300万円*が限度です。 ※普通火災共済(工場物件用)は2,000万円 (注)普通火災共済IIはご契約金額×2%のお支払いとなります。

※普通火災共済IIにおいて、⑩~⑭の費用共済金を補償する場合は「臨時費用共済金等支払特約」を、⑮地震火災費用共済金を補償する場合は「風災・雹災・雪災等見舞金特約」をそれぞれセットしてください。

明記物件(明記しなければ補償されないもの)について 下記のものはお申込時にご申告いただかなければ、補償されませんのでご注意ください。

⑦貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ⑧稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿等 ⑨通貨、有価証券、印紙、切手等 ⑩自動車(125cc以下の原付を除く) ⑪門・塙・垣、物置・車庫その他の付属建物

※総合火災共済にご加入いただく場合、⑩⑪を共済の対象にすることはできません。 ※住宅物件の建物を共済の対象とした場合、⑦は特にお申出のない限り、共済の対象に含まれます。

普通火災共済IIのご加入方法について

普通火災共済IIは、火災、破裂・爆発、落雷(①~③)の3種類の事故の補償に、あなたが必要な特約だけをセットしてご加入いただけます。

基本補償以外に必要な補償を3つの特約からご自由にお選びください。(基本補償のみでもご加入いただけます。)

基本補償	特約	補償する事故の種類	費用共済金の種類
① 総合火災共済	⑤ 5種類の事故のセット特約	⑤ *1, *3 ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
② 臨時費用共済金等支払特約	① 事故時の諸費用を補償	① ② ③ ④	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
③ 風災・雹災・雪災等見舞金特約	④ 風・雪等に備える特約	④ *2, *3 費用共済金の種類 ⑮	

※1 ① 建物、家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき ② 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水の場合 ③ 損害の額 × 共済価額 × 70% ④ ご契約金額 × 20万円 - 20万円 ⑤ 損害の額 × 共済価額 - 20万円 ⑥ 損害の額 × 共済価額 × 30% ⑦ 損害の額 × 共済価額 × 10% ⑧ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑨ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑩ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑪ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑫ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑬ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑭ 損害の額 × 共済価額 × 5% ⑮ 損害の額 × 共済価額 × 5%

※2 損害の額 × 共済価額 - 20万円

※3 付属物の損害は対象外です。

地震・噴火・津波による損害に備える 地震危険補償特約

1 補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

お支払い例



地震による倒壊



地震による火災



地震が原因の津波

など

2 地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」)に応じて、地震共済金額の100%・60%・30%を定額でお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合が	焼失・流失した部分の床面積が	
全壊	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100% (時価額が限度)
大規模半壊	建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価額の60%が限度)
半壊	建物の時価額の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価額の30%が限度)

損害の程度の認定は、地方自治体が交付する災害証明書による被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。
(非住家物件に対し災害証明書が発行されない場合は、当組合が上記認定の基準に基づき被害認定を行います。)

3 共済の対象

昭和56年(1981年)6月以降に建築確認申請がなされた以下の建物※(=建築基準法における新耐震基準を満たす建物)

- ・事業用建物(店舗・工場・事務所など。居住用部分の有無を問いません。)
- ・居住用建物(専用住宅および店舗・工場・事務所などの併用住宅)

注)この特約は、動産(家財・什器備品・機械設備・商品製品等)にはご加入いただけません。

※昭和56年5月以前に建築された建物でも、新耐震基準と同等の耐震性能を有する場合はご加入いただけます。

4 共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30～50%の範囲内で設定します。ただし、1建物あたりの加入の上限額は1000万円です。

※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。

5 共済掛金

地震共済金額100万円あたりの共済期間1年間の共済掛金

地震危険補償特約の構造級	主契約である火災共済の構造級	住家物件 (建物内に住宅部分がある物件)	非住家物件 (建物内に住宅部分がない物件)
イ構造(耐火構造)	M・T構造、1・2級	560円	820円
ロ構造(非耐火構造)	H構造、3級	970円	1,420円

6 共済期間について

この特約の基本の共済期間は1年間ですが、2～5年間の長期または1年未満の短期でもご契約いただくことができます。ただし、主契約の共済期間と同一である必要があります。

7 地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。(2019年10月現在)

※主契約の共済金額が5000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額 (最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2 (最高25,000円)

ご加入時の注意点

この特約を単独でご契約いただくことはできません。当組合の火災共済にセットしてご加入ください。

地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後
に生じた損害
- 門・塀・垣を補償の対象に含む場合の門・塀・垣のみに生じた損害
など

共済用語のご説明

建物の主要な構成要素	建物の構成要素のうち造作等を除いたものであって、建物の一部として固定された設備を含みます。
り災証明書	政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った建物について調査を実施のうえ、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されるものをいいます。

地震共済金の削減について

1回の地震等でお支払いする地震共済金の合計額が、全日本火災共済協同組合連合会と共同元受を実施する全国の共済組合全体で80億円を超える場合、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。(2020年1月現在)

その他

- 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- 他の保険・共済からの保険金・共済金の支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 主契約である火災共済の契約期間中に期中でご加入いただくことはできません。
- 地震見舞金補償特約と重複してご加入いただくことはできません。
- 本特約には建物の免震・耐震性能に応じた割引等の割引制度はありません。

このパンフレットについて

このパンフレットは「地震危険補償特約」の概要を説明したものです。詳しくは特約の約款・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

お問い合わせは

元受共済組合



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F

TEL: 078-361-8080

ひょうご共済

検索

共同元受共済団体：全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2